

## いよいよ専門技師誕生か

全国循環器撮影研究会会長  
安 永 國 廣



今年の夏は異常気象のせいで、全国各地で観測史上初めてとなる最高気温の更新が続きました。地球温暖化は、とどまるところを知らず進んでいます。台風 9 号も関東に上陸、勢力の衰えもみせず東北、北海道と日本列島を縦断して各地に被害をもたらして行きました。普通は上陸したら勢力は衰え速度は上がるものですが、海水の温度が高く、いつもと違った行動でした。地球の性格が変わろうとしているのか不安です。

スーパーテクノロジスト認定制度検討委員会（ST 委員会）は、日本放射線技術学会（JSRT）将来構想特別委員会報告の勧告に基づいて、JSRT 総会の議を経て平成 15 年度に組織されました。昨今、医療過誤等が日常的に報道されるなど、医療に対する社会、特に国民の厳しい視線が注がれているのは周知のごとくであります。また、社会を構成するあらゆる分野で改革が叫ばれている時代的背景も重なって、診療放射線技師がその専門性を高め、医療を通じて確固たる社会的評価を得るための仕組みを構築する機会としては時機を得た委員会のスタートであったと言えます。

第 164 回通常国会で、平成 18 年 6 月 16 日に『がん対策基本法』が成立しました。その第二節第 14 条に「国および地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする」とあり、また、がん対策基本法案に対する附帯決議には、「放射線療法の品質管理が十分に行われるよう、適切な処置を講ずるとともに、あわせて、専門的な人材の育成に努めること」「がん医療においてもチーム医療による対応の必要性が増していることに鑑み、看護師、薬剤師、診療放射線技師等のコ・メディカルスタッフの専門的知識、技術の習得が促進されるよう、必要な措置を講ずること」という内容が含まれています。ここで注目するのは、国はこれまで一貫して診療放射線技師を“その他の医療従事者”として表現していましたが、今回初めて診療放射線技師の存在を認識した表現を行ったのではないのでしょうか。

平成 18 年度より、ST 委員会に「血管撮影専門技師認定班」が設置され、“循環器撮影専門技師認定機構（仮称）”設立に向けて関連団体に協力を要請し、心臓カテーテル検査を含む全身の血管造影と血管系 I V R に携わる診療放射線技師の専門的な知識と技術を高めることにより、より良質で安全な医療を国民に提供することを目的として班活動を行っていただきました。江口陽一認定班長；元全国循環器撮影研究会（全循研）会長によると、専門技師制度の認定名は協議会では『血管撮影・インターベンション専門技師』と呼ぶことで意見がまとまっているそうです。専門技師制度の目的は『構成団体の連携により、統一的基準に基づいて、血管撮影と血管系インターベンションに携わる専門の診療放射線技師の認定を行うこと

により、診療放射線技師の専門的な知識と技術を高めて、最新の医療技術に対応した血管造影検査およびインターベンション治療の支援体制の確立を図るとともに、放射線機器の安全管理と放射線防護の最適化に努め、国民の健康に寄与することを目的とする』となっています。

いよいよ血管撮影・インターベンション専門技師の誕生が見えてきました。認定までには申請資格の条件、更新資格の条件等解決しなければならない問題が沢山あると思いますが、認定機構のみなさまにお願いすることとします。

江口班長は全循研の役割について次のように要望されています。

「認定機構が設立され機構の運営が上手くいくかは全循研の会員の皆さまにかかっていると言っても過言ではない。全循研は循環器撮影に関する唯一の団体であり、認定試験を受ける方の多くは全循研の会員であると思う。会員が認定制度の目的を理解していただき、自分のスキルアップのために認定試験を受けていただくことが重要である。認定機構設立後は皆様の手でこの認定制度が本当に必要なものに育てていただきたいと思います」と願っている。

全循研に期待される場所が大であります、会員の皆さまには一人でも多く専門技師の資格を取っていただきたいと思います。

